平成２３年（フ）第３号
滋賀県長浜市八幡東町326番地４
債務者　崎山　清常
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
岡山県倉敷市山地1379番地８　トレンディⅢ―202
債務者　東　　鼓
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
岡山県倉敷市平田756番地２　セジュール城之内Ａ棟202号室
債務者　柚木　信江
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
北海道野付郡別海町別海旭町415
債務者　干場・チェリー・フラヴィアノ
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２４３８０号
広島県呉市宮原10丁目13―６、開始決定時の住所東京都葛飾区新宿１丁目21―７―102
破産者　小足　浩貴
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３９号
福岡県福岡市中央区清川３丁目12番１―213号
破産者　ロブソンインターナショナル株式会社
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８７６号
東京都足立区島根２丁目１―16―105
破産者　後藤せつ子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５３１号
東京都大田区東糀谷３丁目17―16―303、開始決定時の住所東京都大田区東糀谷２丁目３―12―307
破産者　寺川　光男
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８６０号
東京都小平市小川町２丁目1215―４―303
破産者　伊東　恵子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７２９号
東京都板橋区板橋２丁目10―13
破産者　池内　征雄
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１５６号
東京都葛飾区東四つ木３丁目６番25号
破産者　高千穂精機有限会社
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５３４号
埼玉県さいたま市岩槻区諏訪２丁目１―６―303
破産者　山根　敏明
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２３３号
神奈川県川崎市川崎区砂子１丁目５―４
破産者　市川　博之
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３８９号
埼玉県上尾市泉台１丁目20―３　エチュード泉台Ｂ―102
破産者　熊谷工業こと　熊谷　治美
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０４２号
埼玉県深谷市人見981―３
破産者　久保田真澄
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８７９号
東京都墨田区東駒形４丁目13―17
破産者　田中　佳子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７５３号
東京都府中市新町１丁目31―17、開始決定時の住所東京都府中市西府町２丁目３―２―301
破産者　黒須　養治
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５９１号
埼玉県さいたま市中央区円阿弥５丁目８―50―Ｇ513
破産者　島津　由枝
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０３１号
神奈川県相模原市南区松が枝町７番10号
破産者　株式会社ＤＡＩＫＥＩ
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０３２号
神奈川県相模原市南区松が枝町７番10号
破産者　株式会社リバティハウスインターナショナル
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部